

## 文京区における住宅宿泊事業定期報告書

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、文京区に報告する必要があります。

下の表の**灰色部分を記入**し、下記の方法により、期限までに当報告様式を文京区にご提出下さい。

①窓口の場合	文京シビックセンター17階 文京区アカデミー推進課観光担当窓口にてご提出ください。 (土・日・祝日及び文京シビックセンター閉館日を除く/受付時間:午前8時30分～午後5時15分)
②FAXで送付の場合	FAX番号「03-5803-1369」宛にご送付ください。
③郵送の場合	〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区アカデミー推進課観光担当 宛にご送付ください。

事業者名						
届出番号	第M13					号
報告対象期間	20		年		月～	月分
宿泊日数	日					
宿泊者数	人 <small>※実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数</small>					
延べ人数	人 <small>※実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計</small>					
国籍 又は 地域	日本		人	韓国		人
	台湾		人	香港		人
	中国		人	タイ		人
	シンガポール		人	マレーシア		人
	インドネシア		人	フィリピン		人
	ベトナム		人	インド		人
	英国		人	ドイツ		人
	フランス		人	イタリア		人
	スペイン		人	ロシア		人
	米国		人	カナダ		人
	オーストラリア		人	その他		人
宿泊日 <small>※宿泊させた日・曜日を記入してください。 (例)6/15(金)</small>						

## 注意事項

- ・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。(例:6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。)
- ・宿泊させた日数が0人の場合でも、その旨の報告が必要です。(0人、日での報告)
- ・定期報告についてご不明点がございましたら、文京区アカデミー推進課観光担当までお問い合わせください。Tel:03-5803-1174(直通)/b-minpaku@city.bunkyo.lg.jp
- ※受付時間:土・日・祝日及び文京シビックセンター閉館日を除く、午前8時30分～午後5時15分